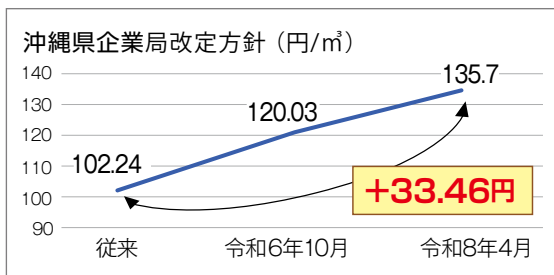


10月分から水道料金を改定します

本町の水道事業は、沖縄県企業局から浄水を購入し、町民の皆さまからいただく料金収入によって運営されています。この収入は、営業費用や配水管の維持管理費にも充てられています。

県企業局で浄水の料金が段階的に引き上げられることにより、本町の水道事業においても費用の大幅な増加が見込まれます。

右図の通り、県の浄水料金は昨年10月から17.79円の引き上げ、令和8年4月からはさらに15.67円引き上げられ、計33.46円の引き上げとなります。



料金改定の内容

沖縄県企業局の引き上げ時期と同時期とはせず、かつ段階的に料金引き上げを行います。改定時期は、第1回目が令和7年10月分からの適用、第2回目が令和8年10月分からの適用となります。

料金のモデルケース(第1回目の改定後)

以下の表は令和7年10月分から適用される新料金の例です

●家事用(税込表示) ※下水道料金は含みません

モデル	水量	現行料金	第1回目 改定後料金	月増加額	年間増加額
単身世帯	7m ³	1,414円	1,573円	159円	1,908円
2人世帯	14m ³	2,668円	2,945円	277円	3,324円
4～5人世帯	35m ³	7,354円	8,047円	693円	8,316円

●営業用(税込表示) ※下水道料金は含みません

モデル	水量	現行料金	第1回目 改定後料金	月増加額	年間増加額
営業所A	18m ³	4,435円	4,791円	356円	4,272円
営業所B	75m ³	20,021円	21,506円	1,485円	17,820円
営業所C	220m ³	62,420円	66,776円	4,356円	52,272円

料金改定に関するQ&A

Q:どのように改定を決めたのですか

A: 与那原町上下水道料金等検討委員会からの答申に基づき改定案を作成し、今年3月の町議会で可決されました。これにより、10月からの料金改定が正式に決定しました。

Q:水道料金の値上げは避けられないのですか?

A: 平成5年の料金改定から32年間、経営の効率化に努め料金を据え置いてきましたが、企業局の浄水料金の値上げや物価高騰により、現行料金での経営の維持が困難な状況です。そのため、大変心苦しいのですが皆さまにご負担をお願いすることになりました。



今回の料金改定は、令和7年度から5年間の事業運営に必要な経費を算定したものです。これからも安全・安心な上下水道をご利用いただくため、約5年ごとに料金体系を見直します。引き続き、浄水施設や水道管の維持・更新、災害対策、経営改善に努めます。

上下水道料金の口座振替手続きがWebで簡単に！

令和7年6月より、パソコンやスマートフォンから、インターネット経由で口座振替の申込ができる「Web口座振替受付サービス」を開始しました。



受付方法

- STEP.1 与那原町のホームページ(上下水道課)か右記QRコードから申請フォームへ
- STEP.2 必要な情報(水道番号、口座情報等)を入力し、登録完了
- STEP.3 申請月の翌月から口座振替が開始(定振20日、再振28日 お休みの場合は翌営業日)

対象金融機関 ▶ 沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行
ご利用条件 ▶ 普通口座のキャッシュカードを保有する個人の方



お問い合わせ 上下水道課 ☎ 945-3017

令和7年度

町県民税・森林環境税 第2期分納期限は 9月1日(月)です

※口座振替日は8月25日(月)

《便利な口座振替》

口座振替の申請方法が簡単になりました。詳しくはこちら▶



与那原町公式ラインの納期限通知機能をご活用ください。※LINEアプリで読み取り▶



納め忘れに
ご注意ください!

町税の徴収・換価の猶予制度をご存じですか

一定の要件が理由で、町税を一時的に納付することができない場合、税務課に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収・換価の猶予が認められる場合があります。

主な要件と申請の期限

■要件

- 財産について災害を受けて、または盗難にあった場合
- 納税者またはその者と生計を一にする親族などが病氣にかかる、または負傷した場合
- 事業の廃止、または休業した場合
- 事業について著しい損失を受けた場合
- 本来の法定納期限から1年以上経過した後に、賦課決定の遅延等により納付または納入すべき税額が確定した場合(A)

■申請の期限

猶予を受けようとする期間より前に申請してください。(A)の場合は、本来の法定納期限から1年以上経過した後に、賦課決定の遅延等により納付または納入すべき税額が確定した町税の納期限まで。

猶予が認められると…

- 1年を限度に町税の徴収が猶予されます。
- 新たな督促や差押え、換価などの滞納処分が行われません。
- すでに差押えを受けている場合は、申請により差押えが解除になる場合があります。
- 徴収・換価の猶予が認められた期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

申請方法

税務課収納係に申請書および資料を提出してください。提出された書類を審査し、許可または不許可を通知いたします。詳しい内容や提出書類については、税務課収納係までお問い合わせください。



与那原町オリジナルナンバープレート

与那原大綱を表現したデザインのナンバープレートです。多くの方にオリジナルナンバープレートを付けていただき、与那原町のPRにご協力をお願いします！

対象車種	原付第一種	50cc 以下	白色
	原付第二種乙	90cc 以下	黄色
	原付第二種甲	125cc 以下	桃色
	ミニカー	50cc 以下	水色

※特定小型原動機付自転車は対象外となります。

▶ すでに交付済の標準標識(絵柄が無いもの)との交換も可能！

※ただし、新規交付・交換ともに車両番号の指定はできません。



交付しています

交換時の
必要書類

- ① ナンバープレート(絵柄が無いもの)
- ② 標識交付証明書
- ③ 自賠責保険証明書
- ④ 身分証明できる物の提示(免許証など)

お問い合わせ 税務課 ☎ 945-4477